

京都市告示第381号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

平成30年10月31日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
NPO 法人 日本車い すフェンシング協会	京都市左京区下鴨高木町2 3番地	当該法人の 主たる目的 である業務	平成30年4月1日 から平成33年3月 31日に支出された 寄附金

(行財政局税務部税制課)